

日の出町狭あい道路拡幅整備促進計画

令和 8 年 4 月

1. 狭あい道路の現況

日の出町は、昭和 44 年 3 月 6 日に町全体が都市計画区域に指定され、特定行政庁によって建築基準法第 42 条第 2 項に規定された道路の指定、いわゆる 2 項道路の指定が行われています。

町内には 2 項道路で幅員が 4m に満たない「狭あい道路」が多くあり、その道路に接している土地について、建築確認をする際に、土地所有者により道路後退が行われておりますが、後退部分が道路として拡幅整備がされておらず、私的利用されるなど、道路後退の本来の目的が果たされていないところもあります。

2. 狭あい道路の拡幅整備に関する基本方針

土地所有者の協力を得て、狭あい道路の拡幅整備を促進し、町民が住み続けたと思える安全・安心な住環境づくりと災害に強いまちづくりを推進します。

3. 事業期間

令和 8 年度から 5 年間とします。

4. 拡幅整備の対象とする狭あい道路

日の出町全域の建築基準法第 42 条第 2 項道路に指定されている、町道を対象とします。

5. 狭あい道路の拡幅整備に対する支援の概要

建築等に伴い建築基準法第 42 条第 2 項に基づく後退を行い、後退部分の用地を町が寄附を受けた場合に、その用地の舗装等の整備を町が実施します。

6. 狭あい道路の拡幅整備に要する事業量の見込み

	令和 8 年度 事業費	令和 9 年度 事業費	令和 10 年度 事業費	令和 11 年度 事業費	令和 12 年度 事業費
測量及び登記 築造又は舗装	12,800 千円 (8 件)	12,800 千円 (8 件)	12,800 千円 (8 件)	12,800 千円 (8 件)	12,800 千円 (8 件)
合計	12,800 千円	12,800 千円	12,800 千円	12,800 千円	12,800 千円

7. その他、狭あい道路の拡幅整備を促進するための施策の概要

建築に伴う後退部の整備については、東京都建築指導の部署と連携すると共に町ホームページ・広報誌への掲載や窓口でのパンフレット配布等で、町民の道路後退への認識を高め、また、事業への協力を図ります。